



2025年2月13日

各 位

会 社 名 マ ー ソ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 野 恒 五 郎  
(コード番号：5619 東証グロース)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 吉 田 弘  
(TEL 03-6435-6692 )

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年3月27日開催予定の第10期定時株主総会における承認を前提として、「監査等委員会設置会社」へ移行することを決定し、これに伴う定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化および監査・監督機能の一層の充実を図ることを目的として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしました。本移行により、取締役会の監督機能を強化し、より迅速かつ適切な意思決定を可能とすることで、企業価値の向上を目指してまいります。

##### (2) 移行の概要

- ・「監査等委員会設置会社」へ移行し、取締役の一部を監査等委員とすることで、取締役会の監督機能を強化します。
- ・監査等委員会は、取締役の職務執行の監査および監督を担い、独立性の高い意思決定を行うことが可能となります。
- ・本移行に伴い、監査等委員会設置会社に適合する形で定款の一部変更を行います。

#### 2. 定款変更

##### (1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、関連規定の新設および不要な規定の削除を行います。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### (3) 日程

株 主 総 会 開 催 日：2025年3月27日（予定）

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日：2025年3月27日（予定）

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
定 款 第 1 章 総則 第 1 条～第 4 条 (省略)	定 款 第 1 章 総則 第 1 条～第 4 条 (省略)
(機関構成) 第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	(機関構成) 第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	1. 取締役会 (削除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>
第 2 章 株式 第 6 条～第 12 条 (省 略)	第 2 章 株式 第 6 条～第 12 条 (省 略)
第 3 章 株主総会 第 13 条～第 17 条 (省 略)	第 3 章 株主総会 第 13 条～第 17 条 (省 略)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
<u>(新 設)</u>	<u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上4名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	(取締役の選任) 第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
<u>(新 設)</u>	<u>2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u>
<u>3 取締役の選任については、累積投票によらない。</u>	<u>3 取締役の選任については、累積投票によらない。</u>
<u>(新 設)</u>	<u>4 監査等委員である取締役以外の取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u>
	<u>5 監査等委員である取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席</u>

<p>(取締役の任期)  <u>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>第 21 条～第 22 条 (省 略)</p> <p>(取締役会の招集通知)  第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第 24 条～第 26 条 (省 略)</p> <p>(取締役の報酬等)  第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p><u>し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>(取締役の任期)  第 20 条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>増員または補欠により選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、他の監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)  第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第 24 条～第 26 条 (省 略)</p> <p>(取締役の報酬等)  第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役と、それ以外の取締役の報酬等を区別して定めるものとする。</p> <p>第 28 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>  <u>第 29 条 当会社は会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定を取締役</u></p>
--	---



(監査役の責任免除及び責任限定契約)  
第 37 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令が規定する金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

## 第 6 章 会計監査人

第 38 条～第 40 条 (省 略)

## 第 7 章 計 算

第 41 条～第 44 条 (省 略)

(削 除)

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(権限)

第 31 条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。

(招集手続)

第 32 条 監査等委員会を招集するには、監査等委員は、会日の 3 日前までに、各監査等委員に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項については、法令又はこの定款のほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

第 34 条～第 36 条 (省 略)

## 第 7 章 計 算

第 37 条～第 40 条 (省 略)

(新 設)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 41 条 当社は、第 10 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 42 条 第 10 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条の定めるところによる。